

# 市立伊勢総合病院給食業務委託にかかるプロポーザル実施要項

## 1 趣旨

この要項は、市立伊勢総合病院における患者等の給食業務の委託について、治療の一環としての病院給食を、患者満足度の向上を図りながら、安全かつ効率的・安定的に提供できる受託者を、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、選定するために必要な事項を定めたものである。

## 2 委託する業務

市立伊勢総合病院給食業務

## 3 委託業務実施場所

三重県伊勢市楠部町 3038 番地 市立伊勢総合病院内

## 4 委託期間

平成 30 年 12 月 27 日（新病院移転予定日）から平成 34 年 3 月 31 日まで  
尚、契約締結日から平成 30 年 12 月 26 日の期間を引継、準備期間とし、この間の受託業者に発生する経費について市立伊勢総合病院は負担しない。

## 5 受託者の選定方法

参加資格を有すると認めた者から応募があったプロポーザルについて、市立伊勢総合病院に設置した給食業務受託者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、あらかじめ定めた評価基準に基づいて提案内容や価格などを総合的に評価し、もっとも評価の高い者を選定して当該業務の契約について協議を行った上で受託者を決定する。

## 6 業務概要

委託する業務は次のとおりとする。（詳細は「市立伊勢総合病院給食業務委託仕様書」、「市立伊勢総合病院の現状」を参照のこと。）

- ・食数管理業務
- ・調理及び盛り付け業務（患者等給食調理、ただしホスピス病棟における個別対応食、糖尿病教室等での治療食、嚥下造影検査食など直営職員が対応する業務を除く。） および配膳・下膳、洗浄業務
- ・給食材料および消耗品の購入・管理業務
- ・衛生管理業務
- ・設備・機器管理業務
- ・非常時対応業務
- ・労務管理、その他上記業務の運営に必要な業務

## 7 参加資格要件等

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) プロポーザル参加申請書の提出時点で、伊勢市の入札参加資格者名簿（32 業務代行 07 給食）へ登録されている者
- (3) 参加申請書の提出時点で、一般病床数 300 床以上の病院において引き続き 3 年以上にわたり、患者給食業務（食材等の調達、調理、盛付け、配膳・下膳、洗浄等給食業務一般をいう）の受託実績を有する者  
（一般病床とは、医療法に規定された療養病床、結核病床、精神病床、および感染症病床以外の病床をいう）
- (4) 伊勢市において資格（指名）停止となっていない者
- (5) 患者給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であるか、または医療法第 15 条の 2 の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者

## 8 参加資格申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記に定める期日までに、参加申請書及び、必要書類を提出すること。

- ① 提出書類 参加申請書（様式 1）に次の書類を添付すること。
  - ・病院給食の受託実績（様式 1-2）
  - ・医療関連サービスマーク認定書の写しまたは、医療法第 15 条の 2 の基準に適合することを証する書類
- ② 提出期限 平成 30 年 8 月 17 日（金）
- ③ 提出方法 持参または郵送（書留郵便）とする  
持参の場合は午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は期限当日の消印有効とする
- ④ 提出場所 〒516-0014 三重県伊勢市楠部町 3038 番地  
市立伊勢総合病院 栄養管理室事務室  
（電話 0596-23-5162 直通）

## 9 参加資格の審査結果通知

参加申請書に基づいてプロポーザルへの参加資格を審査し、その結果を平成 30 年 8 月 21 日（火）午後 5 時までに連絡する。

## 10 現場説明等

参加資格を有すると認められた者には、下記のとおり現場説明会を実施する。

- ① 日時 平成 30 年 8 月 23 日（木） 午前中
- ② 場所 市立伊勢総合病院 2 階 栄養相談室（説明の後、厨房へ移動）
- ③ 欠席の場合は、開始時間までに、栄養管理室事務室（電話 0596-23-5163 直通）に連絡すること。

## 11 企画提案に際しての質問等

企画提案書の提出にあたっての質問は、下記期日までに必ず所定の質問書(様式2)の添付により、電子メールで行うものとし、口頭での質問には応じない。

質問の期限は、平成30年8月23日(木)午後5時までとする。

当該質問に対する回答は、平成30年8月28日(火)までに、すべての質問について、参加者全員に電子メールで行う。なお、質問への回答は、本要項および仕様書の追加または修正とみなす。

## 12 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。提出後の訂正、追加、差し替え等は認めない。

- (1) 提出期限 平成30年9月4日(火)午後5時まで
- (2) 提出場所 8④に同じ ※持参すること
- (3) 提出書類 次項により指定する書類
- (4) 提出部数 10部(押印した原本1部、9部は写しでも可とする)

提案書等については、事業者名の記入された表紙に事項の書類を綴じて提出すること。

## 13 提案内容および提案様式

企画提案にあたっては、以下の書類を提出するものとする。

- ①給食業務提案総括表……………様式3
- ②会社の状況……………様式3-2
- ※平成28年度および29年度財務諸表(決算が3月でない場合、最新のものを添付のこと
- ③病院給食に関する基本的事項……………様式4、4-2、  
4-3
- ④給食施設の安全管理等……………様式5
- ⑤業務運営体制……………様式6、6-2
- ⑥従業員教育の状況……………様式7
- ⑦病院給食業務受託状況……………様式8
- ⑧危機管理体制……………様式9
- ⑨地域対応等……………様式10
- ⑩委託料見積書……………様式11

## 14 プレゼンテーションの実施

企画提案の審査については、書面審査のほか企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションによる審査を行うものとする。

- (1) 日時 平成30年9月21日(金)午後
- (2) 場所 三重県伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院内会議室
- (3) 出席者 当業務を担当する予定のスタッフ3名以内

- (4) 説明方法 プレゼンテーションには、提出済み資料を用いること。プロジェクターを使用する場合はスクリーンを用意するが、パソコン、プロジェクター等の必要機材は提案者が用意すること。この場合、使用する資料は提出済資料の範囲内とし、新たな提案内容は不可とする。プレゼンテーション開始前の10分間で準備すること。
- (5) 所要時間 50分(説明30分以内、質疑20分)
- (6) その他 プレゼンテーションによる審査は、公開で行う。

## 15 評価事項及び採点

提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容を基に、選考委員会で審査を行う。審査を行う項目、内容等については、下記の選考基準のとおりとする。

### 市立伊勢総合病院給食業務受託者選考基準

評価事項		評価内容	配点	様式
1. 企画提案 の内容	病院給食の意義	治療食としての病院給食に対する基本的な考えと理解度について明確に示されているか	30点	様式4 様式4-2
	患者満足度の向上	患者満足を得られる食事の提供についての考え方が具体的に示されているか	20点	様式4-3
	安全な食事提供等	衛生管理・設備管理への考え方と取り組み方がどのように示されているか	20点	様式5
	業務安定的運営	従業員定着のための方策、人員配置、組織管理、組織運営、従業員の処遇についての考え方	20点	様式6 様式6-2
	従業員の育成	従業員教育とモラルの向上について、その取り組み状況・内容・方法等	15点	様式7
2. 業務実績 ・実施体制	実績・経験	一定水準以上の規模・内容の病院での業務実績をどの程度有するか	10点	様式8
	危機対応	災害など不測の事態への対策が立てられているか	25点	様式9
	地域への対応	従業員の雇用、食材の地元調達への考え方はどうか	20点	様式10
	経営内容	財務・経営内容は良好で、安定的に業務を遂行できる経営状態にあるかどうか	15点	様式3-2
3. 見積金額	委託料見積額	最も安価な見積金額を基準として比較 「基準点×〔最も安価な見積金額〕 / 〔当該提案者の見積金額〕 (小数点以下切捨)	25点	様式11

(合計点数:200点満点)

#### ・評価基準

選定委員ごとに書類及びプレゼンテーション審査、並びに価格評価の採点をあわせた「総合評価点」により提案者に「順位点」をつける。総合評価点数の同じ

者が2者以上あるときは、業務委託見積額の低い提案者を高い順位点とする。

【順位点】 1位－1点、2位－2点、3位－3点・・・

・最適任者の決定

各選定委員の順位の合計点が最も低い提案者を最適任者とし、点数の同じ者が2者以上あるときは、業務委託見積額の低い提案者とする。順位点の合計点、業務委託見積額ともに同じ者が2者以上あるときは、総合評価点数の最も高い提案者とする。

## 16 審査結果の通知

審査結果は、平成30年9月下旬までに参加者全員に通知する。

## 17 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- (1) 本プロポーザルの件に関し、受託者の選考に関わる者に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- (2) 本プロポーザルの件に関し、審査の公平性を害する行為を行った場合
- (3) 参加申込書提出から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- (4) 選考会に出席しない場合

## 18 委託見積金額

本件の見積上限価格を、422,726,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とし、これを上回る見積金額による提案は採用しない。

なお、契約にあたっては、上記見積額に消費税額を上乗せして契約し支払いするものとする。

## 19 その他留意事項等

- (1) 手続において使用する言語、通貨および単位は、日本語および日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 書類の作成、プレゼンテーションなど、本件提案にかかる費用は参加者の負担とする。
- (3) 提案参加のために提出された書類は返却しない。
- (4) 本件についての日程はすべて予定であり、状況に応じて変更することがある。
- (5) 本件に係る書類の交付、書類の受付および問い合わせ等の窓口対応は、休日（土曜日曜および祝日）には行わない。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、伊勢市情報公開条例等の法令に基づき公表する場合がある。
- (7) 本件に係る問合せ先

市立伊勢総合病院 栄養管理室

〒516-0014 伊勢市楠部町 3038 番地

電話 0596-23-5162

FAX 0596-27-2315

Eメール [hos-eiyo@city.ise.mie.jp](mailto:hos-eiyo@city.ise.mie.jp)